

病と責任の関係については、さまざまな論点が存在する。

まず、精神疾患患者において問題になる「責任能力」とは、自分の行為に対して責任を取れる能力のことである。知的障害者や認知症患者は子どもと同様に知性が不十分なため、また意識障害の状態にある人や幻覚妄想状態の精神病患者は是非善悪の判断ができないか、または衝動を制御できない「心神喪失」の状態にあるため、殺人・放火などの重大な犯罪行為を行っても責任を問われない。つまり、ここでは病を持っていることがその人における責任の概念を無効化するものと見なされている。

一方、てんかん患者の場合は、その病を持っていることによって却って罪が重くなることがある。てんかん患者が病状が良くないのに運転して、運転中にてんかん発作が起きて事故を起こし、その結果として他人に生命や財産の損害を与えた場合、「危険運転致死傷罪」が適用され、健常者が不注意によって起こした事故よりも重い刑罰が科される(2014年施行の「自動車運転処罰法」)。この法律で「危険運転致死傷罪」が適用される疾患として第一にてんかんが挙げられている理由は明らかで、てんかん発作によって意識がなくなった状態の人が正常に運転できるはずがないからである。しかし、意識がない状態とはすなわち心神喪失ではないか。それなのに、どうしててんかん患者の交通事故は免責されず、逆に健常者の不注意より重い罪が科されるのだろうか。

それは、自分がてんかんという運転にとってリスクがある病気を持っていることを知っていたのに運転したからだ、とされる。たしかに、現行の道路交通法では、てんかん発作のコントロールがうまくいっていない患者は運転免許が交付されないことになっている。本来運転してはいけない人が運転したのだから、無免許運転と同じだということだろう。しかし、現実には運転しなければ生活ができないような社会環境である上に、運転を危うくするような発作は滅多に起きないので、いけないとは分かっているが運転している患者が多いのである。多くのてんかん患者にとっては、運転してはいけないということ自体が不条理なことなのである。本人にとっては、病を持っていること自体が不条理であるのに、その不条理さを社会が個人に押し付けているのである。それは残酷なことではないだろうか。

いったい人間にとって病を持っていることはどういうことなのだろうか。もちろん一過性の病は大きな問題ではない。容易に治りがたく、一生付き合っていくしかないような病が問題である。そういう病を持つことになった時、人はどう

やって生きていけばよいのだろうか。いつまでもその病を外部の何かのせいにしては積極的に生きられないことは確かだろう。病を実存の一部として引き受けることによって初めて人は本来的に生きられるのだ。そして、それこそが病の責任を取るということではないか。

ハイデガーは現存在にはその被投性に基づく「重荷性格」があると述べていたが、病は「重荷性格」の最たるものだろう。そしてツォリコーン・ゼミナールを主催したメダルト・ボスが心身医学を追究したのは、精神疾患のみならず、身体疾患でさえ実存の表現形態として、本人が責任を取るべきものだと考えたからだろう。

一方で、本人が認めなくても、病を持っているということの責任がその人自身にあると社会から見なされる一群の病がある。それはいわゆる「生活習慣病」である。生活習慣病とは本人の長年の生活習慣の結果として生じた病気という意味合いの概念であるから、当然その発症は本人の責任と見なされる。実際、昨今ではたとえばヘビースモーカーが肺癌になっても同情されないようになってきている。しかし、病の責任を自ら負うように社会の方から強制されるというのは野蛮なことではないだろうか。

そして、責任を取ることの拒否がその本質を成している病もある。それはかつてのヒステリー、現在の解離性障害である。解離においては意識または記憶が失われ、自己同一性が寸断され、ときには別人格に交代する。これらの症状によって患者は、過去から一貫する人格としての自分が負わなければならない責任を回避する。解離性障害が近年増加しているのは、新自由主義的な現代社会において無闇に自己責任が叫ばれ、責任の押し付け合いの様相を呈していることへの反応として、なんとか責任を回避するための非常手段として発症しているものとも解される。

現代の司法は解離性障害については責任能力を認め、厳しく責任を問うている。解離性障害は患者自らが作り出した疾患であるから、本人が責任を取るのはその意味では当然かもしれない。しかし、本当に責任を取るべきなのは、個人には背負いきれず、社会が共有すべき病の責任を個々人に押し付け、結果として責任を回避する病を発症させている野蛮な現代社会なのではないだろうか。